解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十四日

鹿児島市名山町四番二六号

有限会社ｃｏＬａｂｏ

清算人　玉島　和馬

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十二月三十一日に存続期間が満了し解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十四日

秋田県南秋田郡大潟村字北一丁目三番地

財団法人大潟村観光物産振興公社

代表清算人　髙橋　浩人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月十九日開催の総会の議決により平成二十二年十二月二十八日東京都知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十四日

東京都港区赤坂七丁目五番六―四〇八号

赤坂四丁目薬研坂南地区市街地再開発組合

清算人代表　今井　鉄

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十二年十二月二十四日長野県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十四日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二三八一番地一

軽井沢町土地開発公社

清算人　佐藤　雅義

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十二月三日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十四日

三重県四日市市桜町二五五九番地二

清算法人桜西土地改良区

代表清算人　近藤　善治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十二月十四日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十四日

三重県松阪市曽原町六六六番地

清算法人三雲土地改良区

代表清算人　前田豊太郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年五月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十四日

福岡市南区花畑三丁目三八番八号

特定非営利活動法人樹木治療研究会

清算人　大神　邦昭

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年十二月十七日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。土地区画整理法第四十七条の二第四項の規定により公告します。

平成二十三年一月十四日

栃木県さくら市氏家二七七一番地

氏家町東原土地区画整理組合清算事務所

代表清算人　佐藤　久之

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年十二月三日に群馬県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十四日

群馬県利根郡みなかみ町後閑三一八番地

みなかみ町矢瀬蟹枠土地区画整理組合

代表清算人　鬼頭　春二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十四日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十四日

鳥取市吉成九一―一六

特定非営利活動法人桜坂ディサービスセンター

清算人　山元美津江

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年七月二十二日開催の社員総会の決議並びに同年八月二十六日長崎県知事の認可により同年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十四日

長崎市馬町四八番地一

社団法人長崎県水道協会

代表清算人　紙谷　修

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十四日

東京都新宿区新宿一丁目一二番一二号

特定非営利活動法人日本資産評価士協会

清算人　相川　榮徳

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十四日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目一二番九号

特定非営利活動法人すまひとプロジェクト

清算人　長島　修

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年八月十七日開催の臨時社員総会の決議並びに大阪市長の認可により平成二十二年十二月七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十四日

大阪市住之江区西加賀屋二丁目五番二五号

医療法人木津川厚生会

清算人　村上　佳

配当公告

青森市大字油川字大浜一四三番地

破産者　有限会社伊藤商店

右の者に対する青森地方裁判所平成二十年（フ）第七三九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七六、三一三、六四八円

一、配当することのできる金額

金一、三一六、九八二円

平成二十三年一月十四日

青森市古川一丁目二一番一二セントラルビューあおもり一〇一

破産管財人弁護士　猪原　健

第17期決算公告

平成22年12月14日　札幌市中央区北10条西24丁目3番地

株式会社日本レーベン

代表取締役　枝廣　誠彦

貸借対照表の要旨

（平成22年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	793,819	流動負債	2,371,680
固定資産	5,192,627	固定負債	3,123,755
有形固定資産	4,833,397	**負債合計**	**5,495,435**
無形固定資産	15,593	株主資本	491,012
投資その他の資産	343,637	資本金	488,900
		資本剰余金	198,900
		資本準備金	198,900
		利益剰余金	△196,787
		その他利益剰余金	△196,787
		純資産合計	**491,012**
資産合計	**5,986,447**	**負債・純資産合計**	**5,986,447**

㈱　当期純損失　27,209千円